

北塩原村

国民健康保険被保険者の皆様へ

令和9年度
から

国民健康保険税の 納付回数が変わります

全6期から **全8期** に変更

何が変わるの？

変更後		変更前	
第1期	7月1日から7月31日まで	第1期	7月1日から7月31日まで
第2期	8月1日から8月31日まで	第2期	8月1日から8月31日まで
第3期	9月1日から9月30日まで	第3期	9月1日から9月30日まで
第4期	10月1日から10月31日まで	—	—
第5期	11月1日から11月30日まで	第4期	11月1日から11月30日まで
第6期	12月1日から12月25日まで	第5期	12月1日から12月25日まで
第7期	1月1日から1月31日まで	第6期	1月1日から1月31日まで
第8期	2月1日から2月28日まで (ただし、閏年は29日まで)	—	—

納期(納付回数)が全6期から全8期に変わります。納期が増えることにより、1回当たりの負担額が軽減されます。

※納付回数を増やすもので、年間の保険税総額を上げるものではありません。

いつから変わるの？

令和9年度の国民健康保険税から適用されます。



なぜ変わるの？

福島県では、県内全市町村の保険税水準を令和11年度までに統一する取組を進めています。納付1回あたりの負担感の公平性の観点から、市町村では、令和10年度までに県内で統一した納期(全8期)にすることとされています。

※変更になるのは、普通徴収(納付書払い・口座振替等)によって徴収する国民健康保険税で、特別徴収(年金天引き)は、今までどおり年6回の納付で変更ありません。

お問い合わせ 北塩原村 住民税務課

☎ 0241-23-3114